

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度利尻町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	31,000
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	638,792

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和4年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	77,458	49,006	0	5,665	22,787	3,759
	老人福祉費	151,365	2,582	1,900	28,816	118,067	7,346
	児童福祉費	109,933	17,854	3,000	17,120	71,959	5,335
	国民健康保険事業費	26,139	7,437	0	0	18,702	1,269
	後期高齢者医療事業費	41,889	6,011	0	0	35,878	2,033
	小 計	406,784	82,890	4,900	51,601	267,393	19,741
衛生費	保健衛生費	232,008	12,109	36,300	21,327	162,272	11,259
合 計		638,792	94,999	41,200	72,928	429,665	31,000

※事務費および人件費については除外しています。